

R2. 6. 1改訂， R3. 6. 1改訂

勾留見本記録 (被疑者・自称アイルトン マンセル) (千葉地裁処理 v e r.)

- ① 勾留請求書
- ② 接見禁止等請求書
- ③ 勾留状
- ④ 勾留質問調書
- ⑤ 通訳人尋問調書（宣誓書添付）
- ⑥ 接見等禁止決定（原本1，謄本1）
- ⑦ 送達報告書
- ⑧ 勾留通知
- ⑨ 通訳料請求書
- ⑩ 通訳人旅費日当請求書
- ⑪ 通訳人立会表
- ⑫ 通報の要請に関する照会・回答
- ⑬ 領事官通報

接見禁止請求あり

勾 留 請 求 書

平成30年9月1日

千葉地方裁判所
裁 判 官 殿

千葉地方検察庁
検察官検事

法 務 太 郎 

下記被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件につき、被疑者の勾留を請求する。
なお、被疑者欄中年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、逮捕状請求書記載のとおりである。

記

1 被 疑 者

氏 名	自称アイルトン マンセル（別添写真の男）（※添付省略）
年 齡	自称1964年7月20日（54歳）
職 業	運転手
住 居	不 定



・請求時刻を記載し、地裁は「令状（む）」で立件します（簡裁は「令状（る）」）。

(1)

2 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり。(※添付省略)

3 勾留すべき刑事施設

千葉県千葉中央警察署留置施設

4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

5 被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑う
に足りる相当な理由

6 刑事訴訟法第60条第1項各号に定める事由

刑事訴訟法第60条第1項第 1, 2, 3 号

7 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間
の制限に従うことができなかつたときは、その事由

別添司法警察員の 年 月 日付け報告書記載のとおり。

接見禁止等請求書

平成30年9月1日

千葉地方裁判所
裁判官 殿

千葉地方検察庁
検察官 檢事

法務太郎印

被疑者自称アイルトン マンセル（千葉県千葉中央警察署留置施設収容中）に対する
道路交通法違反被疑事件につき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、
被疑者と刑事訴訟法第39条第1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留され
ている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同会委員並びに被疑者の勾留され
ている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同会委員を除く。）との交通につき、下記事
項に関する裁判をされたい。

記

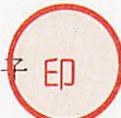
1 接見の禁止（ただしブラジル連邦共和国領事官を除く。）

2 書類又は物（糧食、寝具及び衣類を除く。）の授受の禁止



・時刻の記載は不要です。

※ 別紙「被疑事実の要旨」「別添写真」は添付省略

勾 留 状			指揮印
被疑者	氏 名	自称アイルトン マンセル (別添写真の男)	
	年 齢	自称 1964年7月20日生	
	住 居	不定	
	職 業	運転手	
被疑者に対する道路交通法違反被疑事件について、同人を千葉中央警察署留置施設に勾留する。			
			延長
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		平成30年9月8日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成30年9月1日			
千葉地方裁判所			
裁判官 館 山 春 子 			
勾留請求の年月日		平成30年9月1日	
執行した年月日時及び場所		平成 年 月 日 午 時 分	
記名押印			
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印		平成 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者		平成 年 月 日 午 時 分	

(被疑者用) 1

(被疑者 自称アイルトン マンセル)

刑事訴訟法 60条1項各号に定める事由	
下記の 1, 2, 3 号に当たる。	
1 被疑者が定まった住居を有しない。 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾 留 期 間 の 延 長	
延長期間 平成 年 月 日まで 理 由	延長期間 平成 年 月 日まで 理 由
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官	勾留状を検察官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

印

勾 留 質 問 調 書

被疑者 自称アイルトン マンセル

被疑者に対する道路交通法違反被疑事件について、平成30年9月1日千葉地方裁判所において、

裁 判 官 館 山 春 子 は,
裁判所書記官 船 橋 太 郎 を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があつたが、これに対して何を述べることはないですか。

答 事実はそのとおり間違ひありません。

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 必要ありません。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者 アイルトン マンセル

印

前同日同序

裁判所書記官

船 橋 太 郎

印

即日勾留通知手続（電話、郵便・不能）

同日同序 裁判所書記官

印

裁判官認印



通訳人尋問調書

被疑者 自称アイルトン マンセル

被疑事件 道路交通法違反

尋問をした年月日 平成30年9月1日

尋問をした場所 千葉地方裁判所

裁判官 館山春子

裁判所書記官 船橋太郎

人定尋問

氏名 東金さとし

年齢 昭和23年4月25日生

職業 通訳業

住居 千葉県○○市△△3-4-5

尋問及び供述

裁判官

被疑者は、国語に通じないので、勾留質問についてポルトガル語による通訳を命じます。

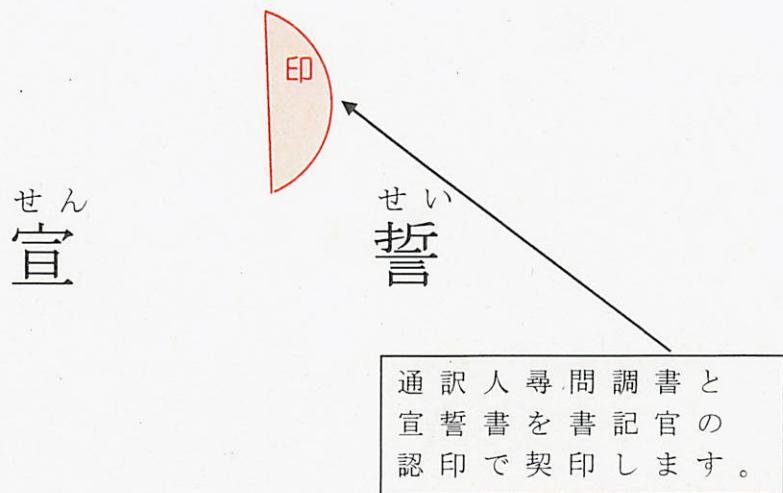
承知しました。

以上のことおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て、署名押印した。

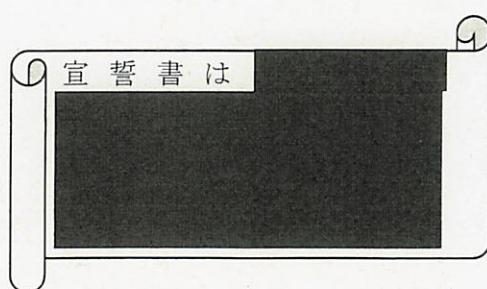
通訳人 東金さとし


前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎

りょうしん したが せいじつ つうやく
良心に従って誠実に通訳する
ことを誓います。



通訳人 東金さとし 印

平成30年(む)第5677号

接見等禁止決定

千葉中央警察署留置施設 収容中
被疑者 自称アイルトン マンセル
被疑事件 道路交通法違反

請求書から除外する領事官の国名を確認し、手入力します

上記被疑事件について、刑事訴訟法81条に掲げる理由があるものと認め、検察官の請求により、被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員、被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員並びにブラジル連邦共和国領事官を除く。）との接見及び文書（ただし、公刊されており、かつ、書き込みがない新聞、雑誌及び書籍を除く。）の授受を公訴提起に至るまでの間禁止する。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 館 春 二印

即日検察庁に謄本送付済 裁判所書記官印

平成30年(む)第5677号

接見等禁止決定

千葉中央警察署留置施設 収容中
被疑者 自称アイルトン マンセル
被疑事件 道路交通法違反

上記被疑事件について、刑事訴訟法81条に掲げる理由があるものと認め、検察官の請求により、被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員、被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員並びにブラジル連邦共和国領事官を除く。）との接見及び文書（ただし、公刊されており、かつ、書き込みがない新聞、雑誌及び書籍を除く。）の授受を公訴提起に至るまでの間禁止する。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 館 山 春 子

これは謄本である。

前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎



平成30年(む)第5677号

送達報告書

送達書類 接見等禁止決定謄本1通

受送達者 被疑者 自称アイルトン マンセル

上記の書類は、平成30年9月1日午前~~・後~~ 3時 20分、受送達者に対し、当庁においてこれを交付して送達した。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船 橋 太 郎 職印

書類受領者 アイルトン マンセル

印

平成30年9月1日

勾 留 通 知

◎◎◎◎ 殿

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船 橋 太 郎

職印

被疑者自称アイルトン マンセルに対する道路交通法違反被疑事件について、同人が平成30年9月1日千葉中央警察署留置施設に勾留されたから通知します。

問い合わせは、検察庁又は勾留場所にしてください。

問い合わせるときは、必ず勾留の年月日と被疑者の氏名を申し出てください。

裁判所は、事件内容の説明や被疑者あての現金、手紙などの取次はいたしません。

(問い合わせ先)

千葉地方検察庁

043-221-2071

千葉中央警察署留置施設

043-244-0110

請求者欄に記載されている内容が正しいか通訳人に確認してもらいます。

(9)

通訳料請求書

裁判所
裁判費
諸謝金

千葉地方裁判所 御中	請求者	住所 千葉県○○市△△3-4-5
		(フリガナ) トガ・神トシ 氏名 東金さとし

平成30年(む)第1233号被疑者自称イルトン マンセルに対する道路交通法違反被疑事件について、通訳料を請求します。

平成30年 9月 1日

通訳に従事した年月日		通訳の種類
自 平成30年 9月 1日	至 平成30年 9月 1日	ポルトガル語
支給決定		
支給額 計	平成30年 9月 1日	裁判官の押印は不要ですが、押印してしまった場合でも削除せず引き継いでください。 係官印印
金額	事	
内訳	通訳料	
	消費税及び地方消費税	
	金額は空欄のままにしておきます。	
振込先金融機関名		
預金別	普通	口座番号
(フリガナ) 口座名義		
振込年月日	平成 年 月 日	小切手番号
前記の支給額を領収しました。		
平成 年 月 日	氏名 印	
備考	源泉徴収税額 金 円 差引支給額 金 円	

※「内訳」欄の「消費税及び地方消費税」の金額は、これを加算しない場合には「一円」と記載する。

通訳人が検察庁の被疑者調べを通さず直接裁判所に出頭した場合、通訳料に加えて旅費・日当も裁判所が支給することになります。その場合は、旅費日当請求書も作成します。裁判官の押印は不要ですが、押印してしまった場合でも削除せず引き継いでください。

(10)

通訳人旅費日当請求書

判所
裁判費
証人等旅費

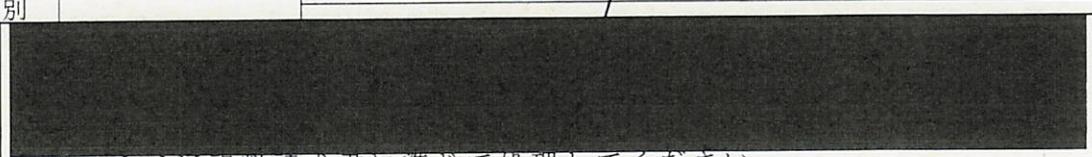
千葉地方裁判所 御中	請求者	住所 千葉県○○市△△3-4-5 (フリガナ) トガ・神トシ 氏名 東金さとし
------------	-----	---

平成30年(む)第1233号被疑者自称アイルトン マンセルに対する道路交通法違反被疑事件について、旅費日当を請求します。

平成30年 9月 1日

出頭年月日 平成30年 9月 1日	出頭場所 千葉地方裁判所
----------------------	-----------------

支給決定		
支給額 計	平成30年 9月 1日	係官印 
内訳	金額 円	事由 日当1日分
	円	自 旅費 至
	円	片道 Km

振込先金融機関名	銀行・金庫・組合	店
預金種別	口座番号	
 • その余は通訳料請求書に準じて処理してください。		
振込		

前記の支給額を領収しました。

平成 年 月 日

氏名

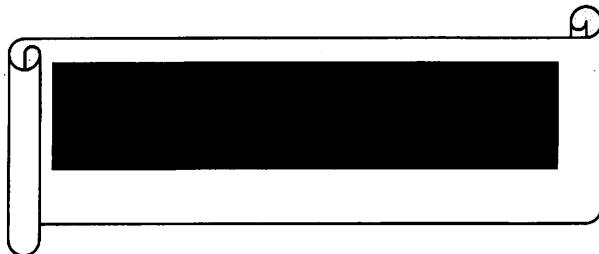
印

備考	
----	--

通訳人立会表

立会年月日	平成 30 年 9 月 1 日（土曜日）		
通訳人氏名	東金さとし		
通訳言語	ポルトガル語		
立会時間	開始 午前	○午後	3 時 00 分
	終了 午前	○午後	3 時 15 分
備考	旅費につき次のとおり確認した。 (旅費日当を裁判所で支給する場合のみ確認) <input checked="" type="checkbox"/> ICカード利用あり <input type="checkbox"/> ICカード利用なし		

裁判所から通訳人に対し、
旅費日当を支給する事案
の場合、通訳人に IC
カード利用の有無を確認
してください。



通報の要請に関する照会

被疑者 自称アイルトン マンセル

あなたは、ブラジル連邦共和国国民として領事関係に関するウィーン条約第36条第1項（b）の規定に基づき、拘禁された事実を貴国の領事機関に通報することができます。

要請するかどうかを回答書に記入してください。

なお、当該領事機関に対しては、我が国の法令に反しない限り、信書を発することができます。

千葉地方裁判所

回 答

平成30年9月1日

千葉地方裁判所 御中

被疑者に記入させ、署名指
印を受けます。

国 名 ブラジル連邦共和国

被拘禁者氏名 自称アイルトン マンセル

 要請します。

通報することを

要請しません。

注：該当する文字を○で囲むこと。

30. 9. 1 領事官に通報済 30. 9. 1 領事官に通報した旨○○警察署長に通知済 

- ・検査段階で通報しているもの、必要的通報事案（中国等）を除き検査段階で通報を要請しない旨照会手続を経ているものは、裁判所で改めての通報手続は不要です。
- ・裁判所での照会手続のために本用紙を使用する場合、



通報手続をしたら、余白に書記官がその旨を記入押印します。

平成 30 年 9 月 1 日

ブラジル連邦共和国 領事館 殿

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船橋太郎

職印

貴国国民の身柄の拘束について（通知）

標記について、下記の者を拘禁したので通知します。

記

1 拘 禁 の 日 時 平成 30 年 9 月 1 日

2 被拘禁者の氏名 自称アイルトン マンセル
(西暦 自称 1964 年 7 月 20 日生)3 罪 名 道路交通法違反

4 拘 禁 の 種 類 勾 留

5 拘 禁 の 場 所 千葉中央 警察署留置施設

6 裁 判 所 の 名 称 千葉地方裁判所

用紙を使
用します。